

## 入札及び開札にあたっての留意事項

入札及び開札にあたっては、以下の事項に十分留意してください。

### 1 全般

- (1) 入札説明書、契約書、仕様書等の入札に関する諸事項を十分理解したうえで入札に参加してください。
- (2) 入札に関する事項について、不明点等があった場合は、質問書を入札説明書に記載されている受付期間内に提出してください。質問書を用いない問い合わせについては、原則として回答を行いません。

### 2 入札書の記載

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満切り捨て）をもって落札金額とするので、自己の見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書の「入札金額」の欄に記載してください。
- (2) 提出した入札書は、書き換え又は提出の取り消しを行うことができないため、遺産や起債誤り等の内容に十分注意してください。

### 3 入札手続き

- (1) 入札は、本人または代理人として委任を受けている方が行うことができます。代理人が入札する場合は、委任状を提出する必要があるため、入札執行日に持参してください。
- (2) 入札書は、当会が指定する様式によるものとし、あらかじめ用意しておいてください。

### 4 開札後

予定価格の範囲内で、入札額が最も低額であった者を落札者とします。開札後、落札者と新潟県農林水産部農産園芸課執務室において契約に関する打ち合わせを行いますので、ご承知おきください。